

北海道教育委員会 公報

令和5年(2023年)
5月31日(水曜日)

第6298号

目次

教育委員会規則	
○北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則	1
教育長訓令	
○機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令	6
告示	
○令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考の実施について	22
○公印の廃止について	24
○公印の廃止について	25
○公印の廃止について	26
○教育職員免許状の失効について	26

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第12号)

- 趣旨
北海道教育庁の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
 - 幼児教育推進局を廃止するとともに、幼児教育推進センターを学校教育局へ移管し、義務教育課に設置することとした(第6条、第18条及び第20条関係)。
 - 部活動改革推進課を設置することとした(第6条、第18条及び第27条関係)。
 - 教育政策課に組織力向上推進室を設置することとした(第11条及び第14条関係)。
 - 関係する局、課、担当課長及び課に置くセンターの所掌事務を整理することとした。
 - その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 施行期日等
 - この教育委員会規則は、令和5年6月1日から施行することとした(附則第1項関係)。
 - その他関係する教育委員会規則の一部改正を行うこととした(附則第2項から第4項まで関係)。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
令和5年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第12号

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第10条」に、「第12条―第15条」を「第11条―第14条」に、「第16条―第18条」を「第15条―第17条」に、

第3款	幼児教育推進局(第19条・第20条)
第4款	学校教育局(第21条―第29条)
第5款	I C T教育推進局(第30条・第31条)
第6款	教職員局(第32条―第35条)
第7款	共通事項(第36条―第38条)

」

「第3款 学校教育局(第18条―第27条)
第4款 I C T教育推進局(第28条・第29条)
第5款 教職員局(第30条―第33条)
第6款 共通事項(第34条―第36条)」

を「第39条」を「第37条」に、「第40条」を「第38条」に改める。

第3条第2項中「次の3局」を「総務政策局及び生涯学習推進局」に改め、同項各号を削る。

第4条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、

同条第19号中「県費負担教職員」の次に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項の「県費負担教職員」をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同条第18号とし、同条第20号中「第23条」を「第20条」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第21号を第20号とする。

第6条を削る。

第7条中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 幼児教育の質の向上に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

(13) 公立の中学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関すること。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「(他局の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同条第5号とし、同条第7号中「(他局の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条を第8条とする。

第10条中「前6条」を「前5条」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条に次の1項を加える。

2 教育政策課に組織力向上推進室を置く。

第12条を第11条とする。

第13条第1項第5号中「研修」の次に「(教育政策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第10号を次のように改める。

(10) 道立学校の事務能率の増進に関すること(他の本庁の課(以下「他課」という。)の所掌に属するものを除く。)

第13条第1項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同項第25号を削り、第26号を第23号とし、同条第2項中第12号を削り、第13号を第12号とし、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

第15条に次の2号を加える。

(10) 行政改革に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(11) 事務局の職員及び道立学校以外の所管機関の職員の研修に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

第15条に次の1項を加える。

2 教育政策課組織力向上推進室においては、教育政策課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

(1) 行政改革に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(2) 事務局の職員及び道立学校以外の所管機関の職員の研修に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

第15条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第3款を削る。

第21条中「8課」を「9課」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 部活動改革推進課

第21条に次の1項を加える。

2 義務教育課に幼児教育推進センターを置く。

第21条を第18条とする。

第22条第2項第3号ア中「以下この項の第5号」を「次号」に改め、同条を第19条とする。

第23条中第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

(9) 幼児教育の質の向上に係る調査研究及び企画に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(10) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の研修に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(11) 幼児教育施設における教育活動に対する指導及び助言に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

第23条に次の1項を加える。

2 幼児教育推進センターにおいては、義務教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

(1) 市町村立の幼稚園に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと。

- (2) 市町村における幼稚園教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 幼稚園の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 幼稚園の組織編制、教育課程、学習指導、教材の取扱いその他幼稚園運営に関し、指導及び助言を与えること。
 - (3) 幼稚園における教育に関する研究団体の補助に関すること。
 - (4) 幼児教育の質の向上に係る調査研究及び企画に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (5) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (6) 幼児教育施設における教育活動に対する指導及び助言に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼稚園における教育に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 第23条を第20条とし、第24条から第28条までを3条ずつ繰り上げる。
 第29条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。
 （部活動改革推進課の事務）

第27条 部活動改革推進課においては、公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第4款を第3款とする。

第30条を第28条とし、第31条を第29条とする。

第5款を第4款とする。

第32条を第30条とする。

第33条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第2項中第4号を削り、同条を第31条とする。

第34条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与及び旅費の制度並びに職務の級、昇格及び号俸の決定その他任命権者としての事務に関すること。

第34条を第32条とし、第35条を第33条とする。

第6款を第5款とする。

第36条中「及び幼児教育推進局幼児教育推進センター」を削り、「第13条」を「第12条」に、「第16条」を「第15条」に改め、「第19条」を削り、「第21条」を「第18条」に、「第30条」を「第28条」に、「第32条」を「第30条」に、「第10条」を「第9条」に改め、同条を第34条とする。

第37条第1項中「又はセンター」を削り、同項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項中「又はセンター」を削り、同条を第35条とする。

第38条の見出し中「及び幼児教育推進センター」を削り、同条第1項中「、幼児教育推進局幼児教育推進センター及び課の室」を「並びに課のセンター及び室」に改め、同条第2項中「及び幼児教育推進局幼児教育推進センター」を削り、同条を第36条とする。

第7款を第6款とする。

第39条第2項中「道立学校運営支援室に係る」の次に「を」を加え、同条を第37条とする。

第40条第1項第1号の表を次のように改める。

職の置かれる組織	職員の職	職務	職を占めるべき職員
本庁	教育部長	上司の命を受け、本庁の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	学校教育監	上司の命を受け、本庁の特定の事務を掌理し、所属職員を監督する。	
	教育職員監	上司の命を受け、本庁の特定の事務及び職員団体との交渉に関する事務を掌理し、	

		所属職員を監督する。	
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	教育指導監	上司の命を受け、学校教育に関する専門的な事務をつかさどる。	指導主事
局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	担当局長	上司の命を受け、局の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員 指導主事
	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	
局	参事	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。	事務職員 指導主事
課に置くセンター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理する。	事務職員 指導主事
	参事	上司の命を受け、センターの主管に属する特定の事務に従事する。	
課に置く室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理する。	事務職員
学校教育局健康・体育課	医療参事	上司の命を受け、学校における保健管理に関する専門的技術的事務をつかさどる。	技術職員
教職員局福利課		上司の命を受け、教職員の健康管理に関する専門的技術的事務をつかさどる。	
課	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	事務職員
課 課に置くセンター及び室	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	事務職員
	課長補佐	課長(課に置くセンター長及び室長を含む。)を補佐し、係の事務を整理する。	事務職員 技術職員 指導主事
	主幹	上司の命を受け、特定の事務を整理する。	
生涯学習推進局社会教育課	社会教育主幹	青少年体験活動支援施設に関する専門的技術的事項に関する事務を掌理し、又は整理する。	事務職員
生涯学習推進局文化財・博物館課	学芸主幹	博物館に関する専門的技術的事項に関する事務を掌理し、又は整理する。	事務職員
	主任学芸	上司の命を受け、博物館に関する専門的	

	員	技術的事項に関する事務をつかさどる。	
課	総括主査	上司の命を受け、当該組織内外との連絡調整等に関する事務を処理する。	事務職員
課 課に置くセンター 及び室	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職員 技術職員 指導主事
	主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	事務職員 技術職員
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
教職員局福利課	指導主任 保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に従事するとともに、主任保健師等の指導等に関する事務に従事する。	技術職員
	主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に当たる。	
課 課に置くセンター	主任指導 主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。	指導主事
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	
	社会教育 主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員
生涯学習推進局文 化財・博物館課	学芸員	上司の命を受け、博物館に関する専門的技術的事項に関する事務に従事する。	事務職員
	文化財保 護主事	上司の命を受け、文化財の保存及び活用に関する専門的事項に関する事務に従事する。	
課 課に置くセンター 及び室	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	事務職員
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。	技術職員
教職員局福利課	保健師	上司の命を受け、保健師の業務に当たる。	技術職員

第40条を第38条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和5年6月1日から施行する。
(北海道教育委員会公印規則の一部改正)
- 2 北海道教育委員会公印規則(昭和61年北海道教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

- 別表北海道教育庁本庁に置かれる局の局長の印の項中「第37条」を「第35条」に改め、同表中北海道教育庁本庁のセンター長の印の項を削る。
 (北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正)
- 3 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則(平成元年北海道教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
 第3条第1項第6号ア中「、幼児教育推進局幼児教育推進センター長、担当課長」を「、担当課長、センター長」に改める。
 (北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則の一部改正)
- 4 北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則(平成10年北海道教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
 第2条第6号中「(幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。)」を削る。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第6号

庁 中 一 般
所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。
 令和5年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令
 (教育庁分課事務分掌規程の一部改正)

第1条 教育庁分課事務分掌規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び幼児教育推進局幼児教育推進センター」を削る。

第2条中「幼児教育推進局幼児教育推進センター長並びに」を削り、「担当課長」の次に「、センター長」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第1条関係)

第1欄		第2欄	
総務政策局	総務課	課長補佐 主幹 総務係 予算係 人事係 組織・会計指導係	4人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 主幹 法制係 訟務係 職員公務管理係	3人とする。
	施設課	課長補佐 施設企画係 道立学校係 施設助成係 建築保全係	4人とする。 総括主査を含む。
	教育政策課	課長補佐 政策企画・教育計画係 定数政策係 広報広聴係	3人とする。 総括主査を含む。

	(組織力向上推進室)	課長補佐 組織力向上推進係	
生涯学習推進局	社会教育課	課長補佐 企画・調整係 地学協働推進係 社会教育指導係 社会教育施設係 人材育成・開発グループ (主幹を含む。) ネイパル砂川グループ (主幹を含む。) ネイパル深川グループ (主幹を含む。) ネイパル森グループ(主幹を含む。) ネイパル北見グループ (主幹を含む。) ネイパル足寄グループ (主幹を含む。) ネイパル厚岸グループ (主幹を含む。)	7人とする。 総括主査を含む。 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸駐在
	文化財・博物館課	課長補佐 博物館係 文化財保護係 文化財調査係 北方民族博物館グループ (主幹を含む。) 文学館グループ(主幹を含む。) 釧路芸術館グループ(主幹を含む。)	3人とする。 総括主査を含む。 北海道立北方民族博物館駐在 北海道立文学館駐在 北海道立釧路芸術館駐在
	(担当課長)	課長補佐 主幹 道立近代美術館整備係	
学校教育局	高校教育課	課長補佐 主幹 高校予算係 高校教育指導係 キャリア教育指導係 高校企画・支援係 国際交流係	5人とする。 3人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 高校配置係 特別支援学校配置係 学校制度係	4人とする。

	義務教育課	課長補佐 企画・支援係 義務教育指導係 就学支援係	3人とする。 総括主査を含む。
	(幼児教育推進センター)	課長補佐 幼児教育推進係	
	学力向上推進課	課長補佐 主幹 学力向上支援係 学力向上政策係	2人とする。 総括主査を含む。
	特別支援教育課	課長補佐 特別支援教育企画係 特別支援教育指導係 特別支援教育制度推進係	5人とする。 総括主査を含む。
	教職員育成課	課長補佐 育成支援係 人材育成・教育研究所 整備推進係	2人とする。 総括主査を含む。
	健康・体育課	課長補佐 主幹 企画・調整係 健康・体育指導係 学校給食振興・指導係	3人とする。 総括主査を含む。
	高校総体推進課	課長補佐 主幹 高校総体企画係 高校総体競技係 高校総体式典係	3人とする。 総括主査を含む。
	生徒指導・学校安全課	課長補佐 主幹 企画・調整係 生徒指導係 学校安全係	3人とする。 総括主査を含む。
	部活動改革推進課	課長補佐 主幹 部活動改革推進係	総括主査を含む。
I C T教育推進局	I C T教育推進課 (担当課長) (担当課長) (担当課長)	課長補佐 I C T環境支援係 I C T教育指導係	2人とする。 総括主査を含む。
教職員局	教職員課	課長補佐 小中学校人事係 教員選考検査係 人事制度・免許係	3人とする。 総括主査を含む。

	(担当課長)	道立学校人事係	
		課長補佐 主幹 服務制度係 働き方改革係	2人とする。 2人とする。
	(職員制度室)	課長補佐 職員制度係	
	教職員事務課	課長補佐 総務調整係 給与決定係 給与制度係 給与管理係	3人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 道立学校手当認定第一係 道立学校手当認定第二係 道立学校手当認定第三係 市町村立学校手当認定第一係 市町村立学校手当認定第二係 市町村立学校手当認定第三係 市町村立学校手当認定第四係 道立学校旅費第一係 道立学校旅費第二係 市町村立学校旅費第一係 市町村立学校旅費第二係 旅費管理係	4人とする。
福利課	課長補佐 企画福祉係 健康管理係 健康支援係	3人とする。 総括主査を含む。	

別表第2局の部中「渡島及び釧路」を「渡島及び空知」に改める。

(北海道教育委員会公報発行取扱手続の一部改正)

第2条 北海道教育委員会公報発行取扱手続(昭和26年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。」を削る。

(庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部改正)

第3条 庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程(昭和42年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「、幼児教育推進局幼児教育推進センター長」を削る。

(北海道教育庁職員服務規程の一部改正)

第4条 北海道教育庁職員服務規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表本庁の部を次のように改める。

本庁	教育部長、学校教育監及び教育職員監(参与を含む。)	教育長
----	---------------------------	-----

	総務政策局及び生涯学習推進局の局長、担当局長及び課長(参事、担当課長、室長、副参与及び専門参事を含む。)	教育部長
	学校教育局及びICT教育推進局の局長、担当局長及び課長(参事、担当課長、センター長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)並びに教育指導監	学校教育監
	教職員局の局長、担当局長及び課長(参事、担当課長、室長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)	教育職員監
	その他職員	課長

(教育財産規則施行規程の一部改正)

第5条 教育財産規則施行規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第19条第1項中「(幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。)」を削る。

(居住施設管理規程の一部改正)

第6条 居住施設管理規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「(幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。)」を削る。

(職員賞罰等審査委員会設置規程の一部改正)

第7条 職員賞罰等審査委員会設置規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「(幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。以下同じ。)」を削る。

(教育庁職員等健康管理規程の一部改正)

第8条 教育庁職員等健康管理規程(昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び幼児教育推進局幼児教育推進センター長」を削る。

(北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部改正)

第9条 北海道教育委員会庁用自動車管理規程(昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。)」を削り、同条第2項中「(幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。以下同じ。)」を削る。

(北海道教育庁等専決代決規程の一部改正)

第10条 北海道教育庁等専決代決規程(平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。以下同じ。)」を削り、「(以下「担当課長」という。)」の次に「、課におかれるセンター長(以下「センター長」という。)」を加える。

第5条中「担当課長」の次に「、センター長」を加える。

別表第1局長又は担当局長の項第9号中「担当課長」の次に「、センター長」を加え、同表課長、担当課長又は室長の項中「担当課長」の次に「、センター長」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2 個別専決事項(第3条関係)

局	課	教育部長、学校教育監又は教育職員監	局長又は担当局長	課長又は担当課長	教育局長
総務政策局	総務課	1 教育庁の職員(総括主査、係長及び主査)	1 教育庁の職員(総括主査、係長及び主査)	1 庁中取締役 2 教育庁(教育局を除く。)	1 教育局職員の履歴事項その他身分に関

		<p>(相当職を含む。以下同じ。)の職にある者に限る。)の任命、派遣及び分限(免職、降任及び降給を除く。)に関する決定並びに退職の承認</p> <p>2 道立学校の事務長の採用、昇任、降任(意に反する降任を除く。)及び転任の決定並びに勸奨退職等及び普通退職の承認</p>	<p>以上の職にある者を除く。)及び道立学校以外の所管機関の職員(課長(相当職を含む。)以下の職にある者に限る。)の任命、派遣及び分限(免職降任及び降給を除く。)に関する決定並びに退職の承認</p> <p>2 教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員並びに道立学校の職員(教育職給料表の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。)の在籍専従の許可</p>	<p>及び道立学校以外の所管機関の職員並びに道立学校の職員の履歴事項その他身分に関する証明</p> <p>3 任用候補者の提示の請求及び選択結果の通知並びに選考による採用の申請</p> <p>4 会計年度任用職員(主事(非常勤))の任用</p> <p>5 道立学校の職員(事務長を除く。)の採用、昇任、降任(意に反する降任を除く。)及び転任の決定並びに勸奨退職等及び普通退職の承認</p> <p>6 道立学校の職員の傷病による休職及び復職の承認</p> <p>7 財務規則別表第1に掲げる部局の長に対する歳出予算及び支払予算の配当</p>	<p>する証明</p> <p>2 教育局における庁中取締り</p> <p>3 教育局における庁用自動車の運用</p>
<p>施設課</p>			<p>1 教育財産の使用許可に関する知事への事前協議</p> <p>2 教育財産等の取得に関する知事への事前協議</p> <p>3 教育財産等の用途廃止に係る知事への事前通知</p> <p>4 教育財産等に係る取得管理処分計画、災害報告、土地区画整理法</p>	<p>1 所管機関の施設の修繕工事の内容変更の承認</p> <p>2 教育財産の使用許可に関する事前の承認</p> <p>3 第一種普通財産の使用承認に関する事前の承認</p> <p>4 教育財産等の取得に関する事前の承認</p> <p>5 私権の設定等のある財産</p>	<p>1 道立学校に係る居住施設外の居住の承認</p>

		<p>(昭和29年法律第119号)による異動又は都市計画法(昭和43年法律第100号)等による公用制限に関する知事への報告</p> <p>5 居住施設外の居住の承認(道立学校に係る承認を除く。)</p>	<p>の取得に関する事前の承認</p> <p>6 教育財産の所属替え</p> <p>7 教育財産等の所属替え、種別替え又は用途廃止の承認</p> <p>8 土地又は建物に関する支出負担行為である契約以外の契約の締結(部局(教育財産規則施行規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号)第1条第2項に定める部局をいう。)における借受けを除く。)</p> <p>9 所管機関の用に供する土地又は建物の借受けに関する事前の承認</p> <p>10 教育財産等の登記又は登録</p> <p>11 職員住宅使用者の自費建設の許可</p>
教育政策課		<p>1 広報誌の発行計画の決定</p>	<p>1 義務教育諸学校の学級編制及び教職員配当の基準に関する報告</p> <p>2 義務教育諸学校の教職員定数及び標準学級数に関する報告</p> <p>3 義務教育諸学校の学級編制の実態に関する報告の受理</p> <p>4 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援</p>

				<p>学校の高等部を含む。)の教職員定数に関する報告</p> <p>5 計画に基づく広報誌の発行</p>	
生涯学習推進局	社会教育課		<p>1 社会教育法(昭和24年法律第207号)による社会教育主事等の研修の実施</p>	<p>1 高等学校卒業程度認定試験に係る報告</p> <p>2 社会教育法による社会教育主事の資格の認定</p> <p>3 道立図書館の臨時休館に関する報告の受理</p> <p>4 道立青少年体験活動支援施設の臨時休業又は臨時休館の承認</p> <p>5 道立青少年体験活動支援施設の事業に係る専門的技術的事項に関する決定</p> <p>6 道立生涯学習推進センターの臨時休業に関する報告の受理</p> <p>7 道立生涯学習推進センターに係る会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用</p>	
	文化財・博物館課		<p>1 道指定文化財の管理責任者の選出又は解任の届出の受理</p> <p>2 道指定文化財の所有者の変更、所有者又は管理責任者の選任又は解任の届出の受理</p> <p>3 博物館法(昭和26年法</p>	<p>1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)による美術的銃砲刀剣類の登録及び登録証の交付並びに刀剣類の製作の承認</p> <p>2 道指定文化財の現状変更に関する許可若しくは許可</p>	

			<p>律第285号)による博物館の登録又は登録の取消し</p> <p>4 博物館相当施設の要件に関する報告の要求</p>	<p>の取消し又は停止の命令</p> <p>3 北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)の規定による届出の受理</p> <p>4 文化財保護法(昭和25年法律第214号)による文化財に関する条例の制定若しくは改廃又は道指定文化財の指定若しくは解除の報告</p> <p>5 優良北海道犬に関する届出又は報告の受理</p> <p>6 博物館法による博物館の登録事項の変更又は廃止に伴う登録の抹消</p> <p>7 博物館相当施設に係る報告の受理</p> <p>8 道立美術館の臨時休館に関する報告の受理</p> <p>9 道立北方民族博物館、道立文学館、道立釧路芸術館及び道立埋蔵文化財センターの臨時休館の承認</p> <p>10 道立北方民族博物館、道立文学館及び道立釧路芸術館の事業に係る専門的技術的事項に関する決定</p>	
学校教育局	高校教育課			<p>1 市町村立又は公立大学法人立の高等学</p>	<p>1 北海道立学校管理規則第16条の2に規</p>

				<p>校及び特別支援学校の名称、学則の変更等の届出の受理</p> <p>2 市町村立又は公立大学法人立の中等教育学校の名称、学則の変更等の届出の受理</p> <p>3 市町村立又は公立大学法人立の専修学校の名称、学則の変更等の届出の受理</p> <p>4 市町村立の各種学校の目的、名称、学則の変更等の届出の受理</p> <p>5 生徒の旅客運賃割引証の割当</p> <p>6 公立高等学校生徒学資金に係る違約金の免除並びに返還債務の履行の猶予及び減免</p> <p>7 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金に係る奨学生選考基準の設定、貸付けの決定、停止及び取消し、違約金の免除並びに返還債務の履行の猶予及び減免</p>	<p>定する報告の受理</p>
	義務教育課		<p>1 教科用図書選択地区の設定に関する市町村教育委員会の意見の聴取</p>	<p>1 教科書展示会の開催</p> <p>2 市町村立又は公立大学法人立の幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校の設置、名称の</p>	

				変更等の届出の受理 3 要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等、医療費及び学校給食費)の基礎となる児童生徒数及び被患者延数の市町村への配分	
	特別支援教育課			1 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第1章第3節の規定による学齢児童生徒の就学学校の指定	
教職員局	教職員課		1 免許法認定講習の開設 2 道立学校の職員(教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下この項において同じ。)及び県費負担教職員の在籍専従の許可	1 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員である事務職員(北海道人事委員会が行う職員の採用試験に合格した者を除く。)の採用の承認 2 県費負担教職員である市町村立高等学校の教員(教頭を除く。)の採用及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職の承認 3 道立学校の職員(校長、副校長、教頭及び主幹教諭を除く。)の採用、昇任、降任(意に反する降任を除く。)及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職	1 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の採用、昇任及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職の承認 2 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の傷病による休職及び復職の承認 3 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の履歴事項その他身分に関する証明 4 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教頭及び主幹教諭の降任(意に反する降任を除

				<p>の承認</p> <p>4 道立学校の職員(校長を除く。)及び県費負担教職員である市町村立高等学校の教員の傷病による休職及び復職の承認</p> <p>5 道立学校の職員の履歴事項その他身分に関する証明</p> <p>6 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく免許状の授与、書換え、再交付等の処理</p> <p>7 免許教科外教科担任の許可(市町村立中学校等(市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程をいう。以下この項において同じ。)の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係るものを除く。)</p> <p>8 免許法認定講習単位修得証明書の交付</p> <p>9 特別免許状授与のための教育職員検定の申出に係る推薦</p> <p>10 北海道立学校管理規則(昭和32年北海道教育委員会規則第1号)第5章に規定する教育長の許可及び</p>	<p>く。)の決定</p> <p>5 教育職員免許法に基づく市町村立中学校等の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係る免許教科外教科担任の許可</p> <p>6 道立学校の職員及び市町村立学校の県費負担教職員の永年勤務者表彰の決定</p>
--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			承認	
教職員事務課	1 教育庁の職員及び所管機関の職員(教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員で、行政職給料表7級以上の職員(相当職を含む。)を除く。)の昇給(研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給を除く。)の決定	<p>1 本庁課長等職員(教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員で、本庁の課長(相当職を含む。)以上の職にあるもの、出先機関の長及び道立学校以外の所管機関の長(副館長又は副所長を含む。)をいう。以下この項において同じ。)の初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動に伴う職務の級及び号俸の決定</p> <p>2 本庁課長等職員が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定</p> <p>3 教育庁の職員及び所管機関の職員の表彰等による昇給(永年勤務者表彰による昇給を除く。)の決定</p> <p>4 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の研修、表彰等による昇給(永年勤務者表彰による昇給を除く。)及び特別の場合の昇給の決定</p>	<p>1 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の初任給の決定</p> <p>2 教育庁の職員、所管機関の職員(本庁課長等職員を除く。)及び県費負担教職員の初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動に伴う職務の級及び号俸の決定</p> <p>3 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の上位資格取得に伴う職務の級及び号俸の決定及び給料訂正(昇給及び昇格を除く。)</p> <p>4 教育庁の職員、所管機関の職員の昇格及び降格並びに当該昇格等に伴う職務の級及び号俸の決定又は承認</p> <p>5 県費負担教職員である市町村立高等学校職員の昇格(昇任によるものに限る。)及び降格並びに当該昇格等に伴う職務の級及び号俸の決定又は承認</p> <p>6 教育庁及び所管機関の職員(本庁課長等職員を除</p>	<p>1 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の昇格並びに降格に伴う職務の級及び号俸の決定</p> <p>2 県費負担教職員である市町村立高等学校の職員の昇格(昇任によるものを除く。)及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の決定</p> <p>3 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の県費負担教職員の昇給(永年勤務者表彰による昇給を含む。)の決定及び復職時等における号俸の調整</p>

			<p>5 本庁課長等職員 の勸奨退職等に係る退職手当の額の決定</p>	<p>く。)が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定</p> <p>7 教育庁の職員及び所管機関の職員 の永年勤務者表彰による昇給の決定及び復職時等における号俸の調整</p> <p>8 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の 県費負担教職員の昇格(北海道人事委員会の承認を要するものに限る。)及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の承認</p> <p>9 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の 県費負担教職員の降格による職務の級及び号俸の決定(北海道人事委員会の承認を要するものに限る。)の承認</p> <p>10 教育庁の職員、所管機関の職員及び 県費負担教職員の給料訂正</p> <p>11 教育庁の職員、所管機関の職員及び 県費負担教職員の諸手当(本庁課長等職員 の勸奨退職等に係る退職手当を除く。)に係る 確認若しくは認定又</p>
--	--	--	-----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>は額の決定</p> <p>12 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の児童手当の受給資格及び額の認定</p> <p>13 給与その他の給付(教育長の定めるものに限る。)</p>	
福利課		<p>1 恩給法(大正12年法律第48号)の準用又は北海道恩給条例(大正12年北海道庁令第174号)の適用を受ける者の恩給の裁定</p>	<p>1 健康判定審査会の判定結果の通知</p> <p>2 本庁及び道立学校以外の所管機関(札幌市及び江別市に所在するものに限る。)の職員に供する職員住宅(職員の居住の用に供している借上げ物件を含む。)の貸与の決定及び明渡しの命令</p> <p>3 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第45条第2項に規定する災害を受けた教育庁及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の任命権者としての意見の申出</p> <p>4 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年北海道条例第44号)第2条第2項に規定する公務又は通勤により生じた災害の認定</p>	

				<p>5 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年北海道規則第163号。以下この欄において「規則」という。)第5条の規定に基づく補償基礎額の決定</p> <p>6 規則第9条の規定に基づく公務又は通勤により生じた災害に係る補償請求の審査及び補償金額の決定</p> <p>7 恩給法の準用又は北海道恩給条例の適用を受ける者の恩給受給権の消滅の裁定並びに恩給法の適用を受ける者の恩給請求書の進達</p> <p>8 恩給法又は北海道恩給条例に係る支出負担行為及び支出命令</p>	
--	--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第11条 教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。)」及び「(幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。以下同じ。)」を削る。

第22条第2項の表を次のように改める。

区分	記号
本庁の課(教育政策課、文化財・博物館課、学力向上推進課、教職員育成課、健康・体育課、高校総体推進課、生徒指導・学校安全課、ICT教育推進課、教職員課及び教職員事務課を除く。)	教の文字に当該課の頭文字を付したもの
教育政策課	教政
文化財・博物館課	教文博

学力向上推進課	教学向
教職員育成課	教育成
健康・体育課	教健体
高校総体推進課	教総体
生徒指導・学校安全課	教生学
I C T教育推進課	教 I C T
教職員課	教職
教職員事務課	教事
出先機関	教の文字に当該出先機関の頭文字を付したもの

附 則

(施行期日)

- この教育長訓令は、令和5年6月1日から施行する。
(職員の経過措置)
- この教育長訓令の施行の日の前日において、現に次の表の第1欄に掲げる局の課に勤務を命じられている者(課長補佐及び主幹を除く。)は、別に発令がないときは、それぞれ、引き続き同一の局の課における同表の第2欄に掲げる係に勤務を命じられたものとする。

第1欄		第2欄
総務政策局	総務課	組織・給与制度係
	(担当課長)	決算・会計指導係
	教育政策課	政策企画係
		教育計画係
		組織・会計指導係
		組織・会計指導係
		政策企画・教育計画係
		政策企画・教育計画係

告 示

北海道教育委員会告示第27号

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考を次の要項により行う。
令和5年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和5年度(2023年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考実施要項

- 目的
この選考は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。
- 採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員(機関員)	2名	実習船の機関における業務	北海道教育庁 渡島教育局実習船

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

- 採用予定日

令和6年(2024年)4月1日(既に学校等を卒業している方は、令和5年度(2023年度)中に採用する場合があります。)

4 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- ア 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者で、令和6年(2024年)4月1日から勤務が可能な者
- イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- ウ 採用職種に応じた要件のいずれかに該当する者

採用職種	要件
船員(機関員)	①五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了し、五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験が免除される者

エ 実習船勤務が可能な心身ともに強健な者

(2) 地方公務員法第16条各号(次のアからエまで)のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験方法

- (1) 筆記試験(作文)
- (2) 口述試験(個別面接)

6 試験の日程及び会場

(1) 期日 令和5年(2023年)7月25日(火)

13:00	集合
13:15~14:45	筆記試験(作文)
14:45~15:00	休憩
15:00~	口述試験(個別面接)

(2) 会場 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階402号会議室

7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局実習船管理室あて提出してください。

(1) 申込書類

- ア 北海道教育委員会職員(船員)採用選考申込書(所定の様式)
- イ 高等学校の卒業証明書又は学校教育法に規定する高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを証明する書類
- ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関する証明書類(下表参照)

(ア) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員(機関員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関))

(イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員(機関員)	・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了者…課程修了証明書

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4判が入る大きさ)を同封し、10の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備 考
持参する場合	令和5年(2023年)5月31日(水)から 令和5年(2023年)7月12日(水)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	令和5年(2023年)7月12日(水)の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

8 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

次の金額は、令和5年(2023年)4月1日現在における新卒者の場合の例です。

学 歴	初任給	諸 手 当
大学卒	232,300円	期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	204,000円	
高校卒	179,900円	

※ 初任給は採用者の経歴などを考慮の上、決定されます。

9 その他

(1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 試験結果は、試験終了後7日以内に受験者に通知します。

(3) 申込後に、本試験を受験しないこととなった場合は、その旨10の問合せ先に連絡してください。

10 申込先及び問合せ先

〒041-8557

函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

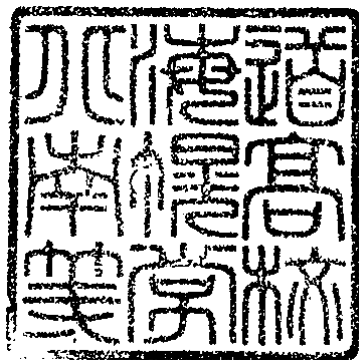
電話 0138-47-9579(直通)



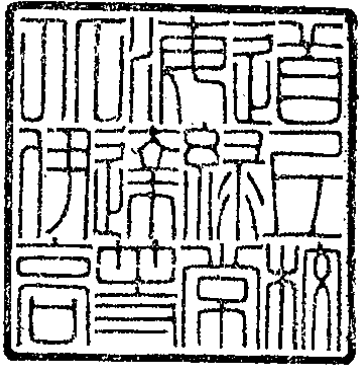


北海道教育委員会告示第28号

次の公印を、令和5年3月31日限りで廃止した。

令和5年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

公印の種別	規 格	印 影
北海道南幌高等学校の印	45mm平方	

北海道南幌高等学校の印	30mm平方	
北海道南幌高等学校長の印	20mm平方	
北海道伊達緑丘高等学校の印	45mm平方	
北海道伊達緑丘高等学校の印	30mm平方	
北海道伊達緑丘高等学校長の印	20mm平方	

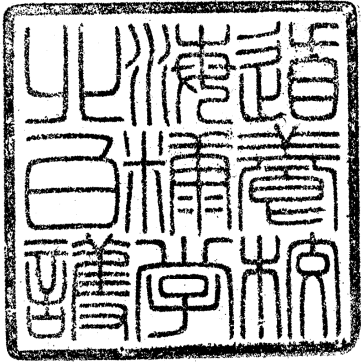
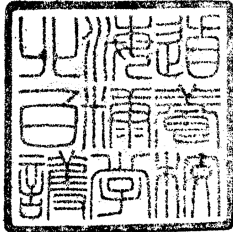

北海道教育委員会告示第29号

次の公印を、令和5年3月31日限りで廃止した。

令和5年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

公印の種別	規格	印影



北海道白糠養護学校の印	45mm平方	
北海道白糠養護学校の印	30mm平方	
北海道白糠養護学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第30号

次の公印を、令和5年3月31日限りで廃止した。

令和5年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

公印の種別	規格	印影
北海道立教育研究所附属情報処理教育センター長の印	20mm平方	
北海道立教育研究所附属理科教育センター長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第31号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和5年5月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	谷口浩章	本籍地	鳥取県
----	------	-----	-----

免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 (理科)	昭61中一普め第3461号	昭和62年3月31日	京都府教育委員会
高等学校教諭1種免許状 (理科)	昭61高二普め第3745号		
失効年月日	令和5年5月10日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号エ)該当		

